

入 札 公 告

341会公告第 45号
令和 5 年 6 月 8 日

分任契約担当官
陸上自衛隊古河駐屯地
第341会計隊長 中島 一護

一般競争入札の執行について、下記のとおり公告する。

記

1 競争に付する事項

(1)	No.	品(件)名等	規 格	単位	数量	履行期限
	1	燃料地下タンク定期点検役務	仕様書のとおり	式	1	5.10.31

(2) 履行場所 : 陸上自衛隊古河駐屯地

2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 全省庁統一資格「役務の提供等」D以上格付され、競争参加地域が関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前項により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊古河駐屯地 第341会計隊事務室

東部方面会計隊ウェブサイト (<https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eafin/index.html>)

「陸上自衛隊標準契約書(駐屯地用標準契約書)」、「入札及び契約心得」を適用する。

4 入札説明会

- (1) 場 所 : 実施せず
- (2) 日 時 : —

5 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 場 所 : 陸上自衛隊古河駐屯地 会計隊 入札室
- (2) 日 時 : 令和5年6月27日 15時00分

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 : 免 除
- (2) 契約保証金 : 免 除
- (3) 落札者が契約を結ばないときは入札金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加えた金額の5/100以上、契約者が契約締結後において履行しない場合は、契約金額の10/100以上を、違約金として徴収する。

7 入札の無効

- (1) 第2項に示す資格を有しない者の入札
- (2) 入札金額、入札者氏名及び押印が判明し難いもの
- (3) その他、本公告に違反した入札

8 落札決定方法

- (1) 総額。予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格範囲内の最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする(同価の場合は、抽選により決定する。))。
- (2) 入札書に記載された金額に消費税を加算した金額(1円未満切捨て)をもって落札価格とするので入札者は、消費税にかかる課税事業者、免税事業者を問わず税抜き金額を入札書に記載して下さい。尚、入札結果は、事務処理上税抜き金額で発表します。

9 契約書の作成

落札者は、落札決定後遅滞なく、契約書を作成するものとする。ただし、金額により省略が出来るので落札金額確認後、商議させていただきます。

10 その他

- (1) 電報及び電話、FAXによる入札は認めません。
- (2) 郵便による入札は、入札日の12時00分までに必着すること。封筒前面に件名と「入札書在中」と朱書きで記載する事。又、再度入札に関しては、令和5年6月29日15時00分に実施します。郵便による再度入札に参加する場合は、再度入札日の12時00分までに必着すること。入札に参加する者は、令和4・5・6年度の資格審査結果通知書(写)を提出すること。
- (3) 入札において代理人が入札する場合は、委任状が必要となります。(様式随意)
- (4) 入札及び契約心得を承知の上参加すること。
- (5) 入札に参加される方は、入札日当日の12時00分までに下記契約担当まで連絡して下さい。

陸上自衛隊古河駐屯地 第341会計隊契約班 担当: 内 藤

TEL: 0280-32-4141 内線389 (FAX: 内線594)

仕様書に関するお問い合わせは、業務隊補給科 担当: 忍田(おしだ) 内線332まで。

仕 様 書

燃料地下タンク定期点検役務

仕様書番号	第10号
作成年月日	令和 5年 6月 6日
作成部隊	業務隊補給科
作成者	1曹 忍田 秀康

1 件 名	燃料地下タンク定期点検役務
2 期 間	契約日から令和5年10月31日まで
3 場 所	茨城県古河市上辺見1195 陸上自衛隊古河駐屯地内
4 実施概要	燃料地下タンク(強化プラスチック製二重殻タンク10KL(ガソリン)×1・20KL(軽油)×2)の法定定期点検
5 一般事項	(1) 適用範囲 本役務は、本特記仕様書による他、関係諸規則を準拠するものとする。 (2) 疑義 仕様書の内容に相違又は、明示なき場合、疑いを生じた場合には、すべて契約担当官監督官と協議するとともに、その指示に従うものとする。 仕様書等に明記なき事項であっても、役務の完了に当然必要な事項については請負者の負担において作業するものとする。 (3) 機能 本役務の実施の際には、仕様書に示された設備が、その機能を完全に発揮するよう確実に 行うものとする。 (4) 軽微な変更 本役務の実施において生じた数量等の軽微な変更は、監督官の指示に従うものとする。 この場合の請負金額及び履行期間については変更しないものとする。 (5) 現場管理 現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり関係法令を遵守しおこなうものとし、一切の責任は、請負業者が負うものとする。 (6) 実施工程 着工に先立ち、監督官と協議のうえ実施工程表を作成し提出するものとする。 (7) 電気・水 本役務で使用する電気・水は、請負者の負担において用意するものとする。 (8) 役務写真 役務写真は、カラーサービス版とし、着工前・作業中・作業完了後・その他監督官の指示するものを工事用アルバムに整理のうえ提出するものとする。
6 特記事項	(1) 地下タンク定期点検 タンクの定期検査は、消防法第14条3の2に定められたとおりとし、検査方法は加圧法で実施し、役務の範囲はタンク本体・各部配管等の脱着閉鎖等検査準備、復旧及び安全管理、気密検査機能テスト等とする。 (2) 安全管理 作業については、各作業員の安全衛生対策を確実に実施する。 万一発生した危害等については、請負業者自らその責に任ずるものとする。また、担任若しくは部外者等に傷害を与え、あるいは施設等を破損した場合その原因が本役務に係わるものと認められた場合は請負業者自ら補償賠償の責を負うものとする。 (3) その他 ア 本燃料地区は、危険物に関する政令等規制施設であるので、危険物の取扱いに関する政令消防法・作業衛生安全規則等を守り、十分かつ慎重に作業を行い、火災・爆発及び作業事故防止には、万全の注意を払うものとする。 イ 契約業者は、役務完了後に役務全において検査官の検査を受けること。 ウ 役務の終了に際しては、気密検査報告書及び清掃作業報告書各2部提出すること。 エ その他細部は、監督官の指示による。

No. _____

入 札 書

金 額 ￥

(税抜き)

品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額
燃料地下タンク 定期点検役務	仕様書のとおり	式	1		
	以下余白				
履行場所	陸上自衛隊古河駐屯地		履行期限		5. 10. 31
	免 除				

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。

また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約します。

令和 5 年 6 月 27 日

分任契約担当官
陸上自衛隊古河駐屯地
第341会計隊長 中島 一讓 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名

市価調査依頼書

業 者 各 位

〒306-0234
茨城県古河市上辺見1195
陸上自衛隊古河駐屯地 第341会計隊
契約班 担当：契約係長 内藤

TEL.0280-32-4141 内線(389)
FAX.0280-32-4141 内線(594)

記

いつもお世話になっております。

市価調査にご協力をお願いします。

令和5年6月26日(月) 13時00分まで に

お願いします(FAXでも大丈夫です)。

No. _____

市価調査書

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊古河駐屯地

第341会計隊長 中島 一讓 殿

住 所

会 社 名

代表者名

¥

(消費税抜き)

印

品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額
燃料地下タンク 定期点検役務	仕様書のとおり	式	1		
	以下余白				
合 計					